

回 覧	お知らせ版 八百津町役場	町ホームページ  HP 番号 10163
	第6号(令和4年6月20日発行) ☎43-2111	

(秘書室)

## 八百津町職員採用試験のご案内

町では、令和5年4月1日採用の職員を募集します。

### 1. 募集職種・人員・応募資格

職種	人員	応募資格
一般【事務職】 (高校卒)	若干名	令和5年3月に、学校教育法に基づく高等学校を卒業する見込みの方

### 2. 採用試験

#### 第1次試験

期日	試験の場所	試験の方法など
令和4年9月18日(日)	県立可児高等学校	岐阜県市町村職員統一採用試験 ・ 一般教養試験、事務適性検査 ・ 職場適応性検査、性格特性検査

#### 第2次試験

期日	試験の場所	試験の方法など
令和4年10月中旬～ 11月上旬(予定)	八百津町役場	詳細は、第1次試験の合格者へ別途通知します。

3. 合格通知 令和4年11月中旬までに採用の可否を本人宛に通知します。

### 4. 受験申込手続など

申込手続など	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 所定の申込書に必要事項を記入して八百津町役場秘書室まで提出してください。</li><li>2. 郵送で申し込みの場合は、封筒の表に「採用試験」と朱書きし、書留または簡易書留で郵送してください。</li><li>3. 申込者には後日、受験票および試験の日程などを郵送します。</li><li>4. 申込書の用紙は、7月4日(月)から7月29日(金)までの間(土・日・祝日を除く)に、八百津町役場秘書室秘書人事係へ請求してください。</li><li>5. 申込書の郵送を希望する方は、140円分の切手および郵送先を同封して、同係宛に請求してください。</li></ol>
受付期間	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 申込書は、7月8日(金)から8月2日(火)まで受け付けします。(土・日・祝日を除く)</li><li>2. 郵送の場合は、7月29日(金)までの消印のあるもの限り受け付けします。</li></ol>

お申し込み・お問い合わせ先  
八百津町役場 秘書室 秘書人事係 ☎43-2111(内線 2202)  
〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903-2

(総務課)

## 第72回「社会を明るくする運動」を実施します ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

八百津町保護司会・更生保護女性会は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を実施しています。

毎年7月はこの運動の強調月間です。次世代を担う青少年を非行から守り、健やかに育つようみんなであわせ、明るいまちをつくりましょう。

7月1日(金)には、町保護司会・更生保護女性会の会員が町内の各学校を訪問し、この運動の啓発活動を行います。

お問い合わせ先  
総務課 企画行政係  
☎43-2111(内線2213)

(町民課)

## 土地・家屋調査にご協力ください

町では、固定資産税を課税する上で適正な評価をするため、調査地区を定め、土地と家屋の調査を行っています。

### 【調査方法】

固定資産評価補助員である八百津町の職員が現地調査し、固定資産税が課税されている土地や、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら、外観確認します。調査にあたり、確認のためお問い合わせをする場合がありますので、担当職員が訪問した際にご協力をお願いします。なお、職員は固定資産評価補助員証を携帯し、名札を着用します。調査の内容は次のとおりです。

- 土地 土地は画地台帳などに登録されている内容と比較し、現況の地目などを調査します。
- 家屋 1. 家屋を新築または増築したときに、所有者に事前連絡などを行いながら評価を行う「新築・増築調査」  
2. 家屋課税台帳に登録されている内容(所在地番・用途・構造・床面積など)と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全棟調査」

## 家屋の新築・増築・取り壊しは届出が必要です

次のようなときは、役場1階 町民課 税務係に届出をお願いします。

### 【新築・増築をしたとき】

評価は、完成した家屋から順次行っていますが、評価が入居後になる場合があります。入居前に評価をご希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。

### 【取り壊しをしたとき】

届出がないと課税されてしまうことがありますので、お早めにご連絡ください。取り壊した建物の用途や取り壊し状況により、土地における住宅用地の特例措置が受けられなくなる場合があります。

### 【未登記家屋の所有者を変更したとき】

手続きをされないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいますので、忘れずにお届けください。

お問い合わせ先  
町民課 税務係  
☎43-2111(内線2119)

(八百津町選挙管理委員会)

7月10日(日)

参議院議員通常選挙

午前7時から午後8時まで

第26回参議院議員通常選挙  
の投票日です。私たちの未来を決める  
大切な選挙です。  
棄権しないよう必ず投票しましょう。



明るい選挙キャラクター  
選挙のめいすいくん

今回の選挙で投票できる人

投票日現在で満18歳以上の方(平成16年7月11日以前に生まれた方)  
令和4年3月21日以前に住民登録され、引き続き八百津町に住所がある方

投票日当日に投票できない方は…

**期日前投票ができます**

投票日当日に、仕事や旅行または家庭の都合などで投票ができない場合は、  
期日前投票を行きましょう。

また、投票日当日の投票所は混雑する場合があります。新型コロナウイルス感染症拡大  
防止のため、積極的に期日前投票をご利用いただき、投票時間の分散にご協力ください。  
平日の午後5時から午後8時(防災センター)や出張所が比較的すいています。

八百津町防災センター(役場西側)

6月23日(木)から7月9日(土) 午前8時30分から午後8時まで

各出張所

7月3日(日)、7月9日(土) 午前8時30分から午後5時まで

## 選挙人のみなさまへ

参議院議員通常選挙 投票所入場券										
頁	150 番号 1 受付番号									
選挙 太郎										
当日投票	日時 令和4年7月10日(日) 午前7時から午後8時まで 投票所 錦津コミュニティセンター									
期日前投票	※期日前投票所により期間や時間が異なりますので裏面をご覧ください。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期日前投票 宣誓書(兼請求書)</th> <th>該当する事由番号を○で囲んでください。(詳細は、裏面を参照)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">                     私は、選挙の当日、右記事由に該当する見込みなので、以下の記載が事実と相違ないことを誓います。                      令和 4 年 6 月 ○○ 日                      生年月日 明・大 ○年 ○月 ○日                      氏名 選挙 太郎                      居住所 加茂郡八百津町伊岐津志○○○番地○                 </td> <td>1号 仕事・学業等</td> </tr> <tr> <td>2号 外出・旅行等</td> </tr> <tr> <td>3号 病気・出産等</td> </tr> <tr> <td>5号 住所移転</td> </tr> <tr> <td>6号 天災・悪天候等</td> </tr> <tr> <td>該当する事由番号を○で囲んでください。(詳細は、裏面を参照)</td> </tr> </tbody> </table>		期日前投票 宣誓書(兼請求書)	該当する事由番号を○で囲んでください。(詳細は、裏面を参照)	私は、選挙の当日、右記事由に該当する見込みなので、以下の記載が事実と相違ないことを誓います。 令和 4 年 6 月 ○○ 日 生年月日 明・大 ○年 ○月 ○日 氏名 選挙 太郎 居住所 加茂郡八百津町伊岐津志○○○番地○	1号 仕事・学業等	2号 外出・旅行等	3号 病気・出産等	5号 住所移転	6号 天災・悪天候等	該当する事由番号を○で囲んでください。(詳細は、裏面を参照)
期日前投票 宣誓書(兼請求書)	該当する事由番号を○で囲んでください。(詳細は、裏面を参照)									
私は、選挙の当日、右記事由に該当する見込みなので、以下の記載が事実と相違ないことを誓います。 令和 4 年 6 月 ○○ 日 生年月日 明・大 ○年 ○月 ○日 氏名 選挙 太郎 居住所 加茂郡八百津町伊岐津志○○○番地○	1号 仕事・学業等									
	2号 外出・旅行等									
	3号 病気・出産等									
	5号 住所移転									
	6号 天災・悪天候等									
	該当する事由番号を○で囲んでください。(詳細は、裏面を参照)									

入場券は6月22日(水)以降に順次郵送されます。

- 投票には、
- マスクの着用をお願いします。
  - 投票所の入口と出口で、手指のアルコール消毒をお願いします。
  - 周りの人との距離を保つようにお願いします。
  - お持ちの黒鉛筆を使うことができます。
  - 入場券を切り離してお持ちください。
  - 期日前投票をされる方は、混雑を避けるため、入場券の「宣誓書(兼請求書)」の部分をご記入のうえ、お越してください。
- ※新型コロナウイルス感染症対策で期日前投票をご利用の場合は、「6号」に○を付けてください。

入場券を紛失したり、届かなかつたりした場合でも、選挙人名簿に記載されている方は投票できます。免許証など身分証明書をお持ちいただき、受付でお申し出ください。

## 投票所での主な感染症対策

- アクリル板やビニールの障壁を設置します。
- 常時または定期的な換気をします。
- 選挙人の距離の確保を促します。
- アルコール消毒液を設置します。
- 投票所内の定期的なアルコール消毒を行います。
- 使い捨て鉛筆(クリップペンシル)を導入します。
- 職員はマスクを着用し、こまめに手洗いをします。



お問い合わせ先  
八百津町選挙管理委員会  
☎43-2111(内線2212・2394)